

石井町こうのとり応援事業

石井町では、不妊治療の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されない特定不妊治療に要する費用の一部を助成しています。



◆助成の対象となる方

- ① 治療開始日現在、法律上の婚姻をしている夫婦であること
- ② 夫婦が治療開始日より以前に1年以上石井町に住民票を有し、申請日時点においても石井町民であること
- ③ 徳島県が実施する「徳島県こうのとり応援事業」の承認決定を受けていること
- ④ 夫婦が石井町における町税等を滞納していない者であること

◆ 助成内容

助成額：特定不妊治療に要した費用から、徳島県が交付した助成金額を控除して得た額とし、1年度目の治療は1回につき15万円を限度とします。2年度目以降は1回の治療につき、7万5千円を限度とします。

助成回数・年齢：徳島県こうのとり応援事業の通算助成回数・年齢に準じます。

助成の申請：原則、治療が終了した日の属する年度内に申請する必要があります。

◆ 必要な書類

- (1) 石井町こうのとり応援事業助成申請書兼請求書（石井町保健センターにあります）
- (2) その他の必要書類
 - ① 徳島県こうのとり応援事業承認決定通知書（原本）
 - ② 徳島県こうのとり応援事業受診証明書
 - ③ 特定不妊治療・男性不妊治療を受けた医療機関発行の領収書
 - ④ 戸籍謄本（抄本）：石井町に初回申請の方及び住民票で婚姻関係が確認できない場合
 - ⑤ 夫及び妻それぞれの所得・課税証明書（控除額が記載されたもの）
 - ⑥ 振込先預金通帳の写し（金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人がわかる書類）
 - ⑦ 印鑑（シャチハタ以外）

※ 上記②～④は、徳島県こうのとり応援事業申請時の添付書類の写しを利用することができます。

※ ⑤は、徳島県こうのとり応援事業申請時に個人番号（マイナンバー）を提示した場合、省略することができます。

※ 平成27年1月から、特定不妊治療に至る過程の一環として、男性不妊治療の手術を行った場合、費用の一部を助成します。詳しくは、お問い合わせください。

※ 「徳島県こうのとり応援事業」については、徳島県のホームページをご参照ください。詳しくは、石井町健康増進課（保健センター）【Tel：088-674-0001】までお問合せください。

注意 申請の時期について

- ※ 治療が終了した日の属する年度の末日（3月末日）までに、申請をしてください。
- ※ 徳島県こうのとり応援事業の承認決定通知書の受け取りが、4月以降になる見込の方は、3月末日までに、必ず石井町健康増進課（保健センター）へご相談ください。